

「相模原市猫の適正飼養ガイドライン（案）」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」は、猫に起因とする問題を解決して「人と猫が共生できるまちづくり」を進めるための、「人が猫と関わる時の基本的なルール」を示すものです。

このたび、「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」を策定するに当たり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、4人から38件の御意見をいただきました。意見募集の概要及びお寄せいただいた御意見の内容、御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年2月1日（木曜日）から平成30年3月2日（金曜日）まで
- ・ 募集方法 直接提出、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 生活衛生課、各行政資料コーナー・まちづくりセンター(橋本・城山・本庁地域・大野南を除く)・出張所・公民館(青根・沢井を除く)・図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		4人（38）件
内 訳	直接提出	1人（20）件
	郵送	1人（6）件
	ファクス	1人（8）件
	電子メール	1人（4）件

(2) いただいた御意見の項目別件数

項 目		件数
ア	ガイドライン全体の文章構成及び内容について	18
イ	その他の御意見（ガイドライン（案）の骨子以外）	
	（ア）猫の適正飼養の推進について	14
	（イ）動物愛護の普及啓発の推進について	2
	（ウ）野良猫について	3
	（エ）地域猫活動について	1
合 計		38

(3) 御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方

通番	御意見の要旨	市の考え方
ア ガイドライン全体の文章構成及び内容について		
1	猫の飼養ガイドラインは、人間と猫のよりよい共生を目指しているものと思いますが、そのためには、どうしたら良いのか、何が良くて何が問題となりやすいのか、何を理解すればいいのか、保健所窓口等で寄せられてきた苦情、意見などを全体的により具体的に明記されていくのはどうでしょうか。	本ガイドラインは、本市に多数苦情が寄せられている猫に起因する問題を解決するために、猫と関わるときの基本的なルールを示しております。
2	もう少しこのガイドラインが猫の飼い方についての人々の意識を変える、啓蒙活動の意味合いを持たれ、それを全面に打ち出されることを希望します。	本ガイドラインの普及啓発を図り、人と猫が共生できるまちづくりを推進してまいります。
3	猫を面倒みている人が糞尿処理はするものだ（地域猫はのぞく）、それが当然であるという認識が人々に広がっていれば、こうしたことも減少するのではないのでしょうか。	いただいた御意見につきましては、本ガイドラインの7ページ、9ページ及び12ページの各項目に猫の糞尿処理について示しております。

4	<p>猫の飼養に関しての意識を変える必要があり、それには情報が必要です。より人々に目につくような情報が必要です。こういったガイドラインもひとつだと考えます。劇的な変化はなくても、猫の飼い方について、人々の意識が変わるかもしれません。外猫として飼っている方や、野良猫へ餌付けしている方への直接の意識変化とはならず時間がかかるとしても、周囲の意識が変化すれば少なからず影響はあるのではと想定します。</p>	<p>本ガイドラインの普及啓発を図り、人と猫が共生できるまちづくりを推進してまいります。</p>
5	<p>I はじめに 「相模原市においても猫による生活環境への被害が」の記載をより、横浜市のガイドラインのように具体的に記載されるのはどうでしょうか。 <例>「相模原市においても、屋外で自由に行動する飼い猫や飼い主が明確でない猫による、近隣の生活環境への被害が」</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの1ページ「I はじめに」の具体的な内容を追加いたします。</p>
6	<p>II 猫の分類 この区分は意外と重要と考えます。 <理由> この区分によって、猫を現在飼養しているか否か問わず、自分と関わる猫がどこに該当するのかを見極めていくからです。</p>	<p>本ガイドラインの普及啓発を図り、人と猫が共生できるまちづくりを推進してまいります。</p>
7	<p>II 猫の分類 1 飼い猫 このガイドラインや環境省などでも使われる「所有・占有の意思を持って」という部分がわかりません。「所有」と「占有」の違いはなんでしょうか。それを平易な文にしてくださいでしょうか。 <例> 「猫を自分の猫として世話をする（所有）」？ 「自分の猫ではないが事実上猫の世話をする（占有）」？</p>	<p>所有とは、自分のものとする、占有とは自分の支配下に入れることです。 いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの1ページ「II 猫の分類 1 飼い猫」の文章を変更いたします。</p>

8	<p>Ⅱ猫の分類</p> <p>1 飼い猫 (1) いえ猫について</p> <p>①「屋内のみで飼養されている猫」とだけ記載がありますが、「Ⅰはじめに」で記載された問題を解決するために、それぞれの飼い方のメリット/デメリットも記載することで問題意識をもって読むことができると考えます。</p> <p>「いえ猫、野良猫問わず、猫の給餌給水等を行う者は、猫の糞尿処理まで責任をもって行う必要があります。」といった文言を明記していただきたいです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><例></p> <p>屋内のみで飼われている猫</p> <p>猫の糞尿などによる近隣に迷惑をかけることなく、また、猫自身にとっても健康で安全に暮らすことができます。</p> </div> <p>②川崎市のガイドランのように、外猫、野良猫及び地域猫について、より何が問題となるのかを具体的に明記してほしい。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、本ガイドラインの3ページ「(4) 屋内飼養」に示しております。</p>
9	<p>Ⅱ猫の分類</p> <p>(2) そと猫について</p> <p>そと猫のイラストが「車にひかれそうになっている」「糞をしている」姿だと思うのですが、少しわかりづらいです。言葉で補うのはいかがでしょうか。</p> <p>イラストの上下どちらかなどに、「交通事故に遭いやすい」「糞尿トラブルを起こしやすい」など。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの1ページ「(2) そと猫」のイラストに文章を追加し、イラストと文章の内容に繋がりがあある7ページ「(4) 近隣への配慮」及び「(5) 逸走防止」に図を移動させます。</p>
10	<p>Ⅱ猫の分類</p> <p>横浜市ガイドラインのように、どんな猫の状態がどうなればいいのか一度にわかるような図を明記されるのはどうでしょうか。どんな猫が、どういう猫になればいいのか一度にわかります。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの2ページ「Ⅱ猫の分類」に図を追加いたします。</p>
11	<p>Ⅲ猫とかかわるときの心構え</p> <p>1.法令順守</p> <p>「・家庭動物等のー」の記載だけですと、心構えが別紙を参照するよう省略された感が否めません。</p> <p>「次項により、これから猫を飼う人、すでに猫を飼っている人、野良猫の世話をしている人への心構えを記載します。」と一文入れていただけると、心構えとして読み進めることができると考えます。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの2ページ「Ⅲ猫と関わりするときの心構え」の文章を変更いたします。</p>

1 2	<p>猫をどういった姿勢で飼えばいいのか、どこに重点を置いたほうがいいのか、横浜市のガイドラインのように、文章として読んでもらうほうがまず説得力があります。後ほどの記載とかぶると思いますが、むしろ記憶に残りやすいと考えます。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、本ガイドラインの2ページから11ページまでの「Ⅲ猫と関わる時の心構え」の各項目において、適正な飼養方法について示しております。</p>
1 3	<p>○3 猫を飼っている人へ (4) 屋内飼養 「一屋内で飼うようにしましょう。」のあとに以下を追加して念を押すのはどうでしょうか。 「猫を屋外で自由に行動させることは近隣への配慮に欠けた行為となります。」</p>	<p>いただいた御意見につきましては、本ガイドラインの3ページ「(4) 屋内飼養」において、猫を屋外に出すことは、近隣トラブルの原因になると示しております。</p>
1 4	<p>○3 猫を飼っている人へ (6) 所有者明示 川崎市のガイドラインのように、下記の文言を追加することを希望します。 「猫の所有者を明らかにすることは、飼い主としての社会的な責任を明確にすることになります。また、その猫に対する愛情の印であるとも言えます。」</p>	<p>本項は所有者明示の基本的なルールを示すものです。 本ガイドラインの普及啓発を図り、所有者明示を推進してまいります。</p>

<p>15</p>	<p>○4 野良猫の世話をしている人へ</p> <p>(2) トイレを設置し、管理するについて</p> <p>横浜市ガイドラインのように、下記のような文言の明記を希望します。</p> <p>「猫が家の敷地内にフンや尿をするので、臭くてたまらない。」といった糞尿を原因とするトラブルが多数起こっています。</p> <p>猫用のトイレを設置し、管理しましょう。</p> <p>猫はエサ場では排泄せず、その周辺で排泄することが多いようです。エサ場がきれいだからと安心せず、その周囲にも目を向けて点検し、清掃を行いましょう。</p> <p>また猫は柔らかい場所を好んでー。</p> <p>(3) 不妊去勢手術を施す について</p> <p>「猫が増えないように不妊去勢手術を施しましょう」のあとに、下記の文言を追加し、めざすところを明記されるのはどうでしょうか。</p> <p>不妊去勢手術を行い、みだりな繁殖の防止に努めるほか、飼い主を探して飼い猫にすることで、飼い主のいない猫を無くしていきましょう。屋外で暮らす猫の寿命は、4～5年と言われています。飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、ゆっくりではあるものの確実に数は減っていくと考えられます。また、不妊去勢手術には、性質がおとなしくなる、行動範囲が狭くなる、発情期の鳴き声やマーキングが抑えられる等の効果があると言われています。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの9ページ「4 野良猫の世話をしている人へ」に文章を追加いたします。</p>
<p>16</p>	<p>○5 地域猫活動について（野良猫から地域猫へ）</p> <p>(3) 活動内容①地域に活動の説明をする について</p> <p>「活動者、自治会、猫が嫌いな人等様々な立場の人」の部分を以下へ訂正を希望します。</p> <p>「活動者、自治会、猫が苦手な人等様々な立場の人」</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの10ページ「5 地域猫活動について（野良猫から地域猫へ）」の文章を変更いたします。</p>
<p>17</p>	<p>IV役割分担</p> <p>2 猫と関わる市民にお願いしたいこと (1) について</p> <p>「一猫が嫌いな人」の部分を「一猫が苦手な人」へ訂正を希望します。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、本ガイドラインの12ページ「2 猫と関わる市民にお願いしたいこと」の文章を変更いたします。</p>
<p>18</p>	<p>IV役割分担</p> <p>12項の、2～5で大事な点をあらためて列挙された記述はわかりやすいです。</p>	<p>本ガイドラインの普及啓発を図り、人と猫が共生できるまちづくりを推進してまいります。</p>

イ その他の御意見（ガイドライン（案）の骨子以外）		
(ア) 猫の適正飼養の推進について		
19	<p>○所有者明示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫には、飼い犬と同様に首輪などして所有者を明示してください。 ・飼養猫に戸籍を付与し、飼養管理者を明らかにする。誰がどんな猫を飼養しているか？何頭飼養しているのか？ 	<p>所有者明示につきましては、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第3項に飼養者の責務として規定しており、本ガイドラインの8ページ「(6) 所有者明示」にも示しております。</p>
20	<p>○終生飼養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの世話や最後の看取りまで面倒を見れない可能性が高い人々に、安易にペットを飼わないように啓発する。特に高齢者に対しては周囲の方々がこのことを啓発する。 ・猫を飼養する際は、ペットの看取りまで責任を持つこと 	<p>終生飼養につきましては、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第5条第4項に飼養者の責務として規定しており、本ガイドラインの3ページ「(3) 終生飼養」にも示しております。</p>
21	<p>○屋内飼養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫は、敷地内飼育を徹底してください。 ・自宅内でのゲージ飼養か、自宅に替わるべき飼育舎での飼養に限定した放置飼養の禁止 	<p>屋内飼養につきましては、本ガイドラインの3ページ「(4) 屋内飼養」の項目に示しております。</p>
22	<p>○不妊去勢手術の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猫を飼養する際は、避妊の責任を持つこと ・雌雄を問わず、飼養猫の避妊手術の完全実施と手術証明書の提出義務化 	<p>動物の繁殖によって飼養することが困難と認められる場合の繁殖抑制の措置につきましては、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1項第7号に飼養者の遵守事項として規定しており、本ガイドラインの3ページ、9ページ及び10ページの各項目にも「不妊去勢手術の実施」について示しており、本ガイドラインの普及啓発をはじめ、本市で実施しております「人と猫との共生社会支援事業」を通じ、不妊去勢手術をより一層推進してまいります。</p>

<p>2 3</p>	<p>○猫の飼養頭数の制限や飼養条件及び猫の登録制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養数の制限の設定 <p>※飼育環境に応じた頭数制限の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精査に渡る、飼養実態の把握による飼養条件の徹底化と遵守強化 ・飼養の実態把握や、死去に伴う諸手続の履行遵守によるペット猫の飼養放棄の減少防止 ・飼養条件の不確立者には飼養認可の取りやめや、飼養中止措置の実施 ・そもそもこの猫はいったい飼い猫なのか？猫の未登録制の問題 <p>猫を登録制にするメリット</p> <p>こういった問題は、猫を飼う人間側が明確になることによって、その人物が猫にまつわる以下の責任を本人や公的機関や周囲の人々により強く意識させ、解決しやすくなると考えます。</p>	<p>猫の飼養頭数の制限や飼養条件の規定につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律に規定がなく、市が独自に規定することは難しいと考えております。</p> <p>猫の登録制度につきましては、他法令との調整等の課題があると考えておりますので、国の動向や他自治体の状況を踏まえ、研究してまいります。</p>
<p>2 4</p>	<p>○飼い主に対する罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養違反者には、罰金制度を適用し、適正・適切な飼養の徹底化を図る <p>※罰金は、本市で代行するであろう避妊手術代金や一時飼養に関わる費用に充当も可能</p>	<p>不適正な飼養者に対する罰則については、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例第25条に規定しております。</p>
<p>(イ) 動物愛護の普及啓発の推進について</p>		
<p>2 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットショップで子猫の一番かわいい盛りに「子猫を売る」という商売を無くすことは法律上できないが、ペットショップで安易に生命を買うということに注意するポスターなどを作る。 	<p>いただいた御意見につきましては、本ガイドラインの3ページ「(3) 終生飼養」に示しております。</p>
<p>2 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の糞尿被害の程度にかかわらず、それはまず「問題がある」ととらえても構わない、といった意識の変化を即すことが大事であり、ガイドラインが目につく場所にあるなどの啓蒙活動が引き続き行われることを希望します。 	<p>本ガイドラインの普及啓発を図り、人と猫が共生できるまちづくりを推進してまいります。</p>

(ウ) 野良猫について		
27	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫と共生するつもりは全くない。なぜ「共生」なのか、理解できない。 ・野良猫に餌をやることは、罰則など設けて厳しく禁止してください。 ・現在近隣を徘徊している野良猫は行政が責任を持って獲獲し、里親を探すなど適切に対応してください。 	<p>動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、人と猫との共生社会の実現を目指し、猫に起因する糞尿や繁殖の課題解決を目的として実施しております「人と猫との共生社会支援事業」を推進してまいります。</p>
(エ) 地域猫活動について		
28	<p>「地域猫」は、どれほどの効果があるのか大変疑問である。プランターなどで「猫用トイレ」を用意しているようだが、そんなことは猫には理解できない。近くに暖かく柔らかない場所があればそちらに糞尿をしていく。</p>	<p>地域猫活動につきましては、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」にも示されており、本市としても、本ガイドラインの普及啓発をはじめ、地域猫活動を推進してまいります。</p>